
特集

「学校事務の共同実施」について
考える

宮崎の「学校事務情報センター」構想

——「共同実施」は21世紀の
学校事務を拓くカギ——

私が、学校事務の「共同処理」のアイデアについて初めて耳にしたのは、平成4年度から始まった本県の「21世紀をめざす学校事務開発事業」の3年次にあたる平成6年度のこと、本事業の中心テーマである「学校事務改善案」の作成と「学校事務職員の研修体制整

「共同実施」！ やってみようではありませんか

備案」の作成の仕事が、最終報告に向けてほぼその全体像を整えつつある頃であった。

この二つの改善案のうち前者は、県教委から任意団体である宮崎県公立小中学校事務研究会に研究委託され、後者は、研修小委員会（県教委、県立学校、小中学校代表各2名で構成）で原案作成することとなり、県教委自体は「学校事務改善委員会」（県教委、市町村教育長、校長会、事務研の代表で構成）の運営にあたる他は、研究団体や小委員会の研究を見守るという基本的姿勢であった。

しかし、当時、県教委は、一方で、東京、大阪などに盛んに研究視察を行い、「21事業」の一環として今後の学校事務組織のあり方に

宮崎県延岡市立東小学校

渡辺育己（わたなべ・としみ）



ついて独自の研究を進めており、その過程で、一定地域内の学校事務職員10名程度が兼務する形で「事務情報センター」を組織し、学校事務の組織的運営を行う一種の「共同実施」構想について着想を得、その施策化を図っているようであった。

私自身は、この構想を初めて耳にしたとき、その思いもよらぬ斬新な着想に新鮮な驚きを感じるとともに、これが現行教育委員会制度のデッドロック状態を解きほぐす手がかりとなるやもしれぬその「実践的」可能性について高く評価すると同時に、これと現行の教育委員会制度とをどのようにマッチングさせていくかが今後の課題となるであろうと考えた。

県教委の方では、この構想の具体化に向けて、その後集中的に作業を進め、関係機関との折衝も行ったようであるが、最終的には国庫負担制度とのからみ（事務センターに勤務する間の給与の国庫負担がはずれること）や、これが全国にも例のない大胆な構想であったために時期尚早であるとの判断も働いて、結局、見送りとなったということであった。

ただ、この構想は、先に述べた「研修小委員会」における「学校事務職員の研修体制整備案」の作成の最終段階で、学校研修の中の実務研修の実施方法を模索していたとき、小中学校の場合は単数配置が普通であり、学校単位でOJTを行うことは不可能であることから、ほぼ中学校区単位にグループ組織を作って実務研修をしてはどうかというアイデアに結びついたと思う。

この、グループ研修組織は、最終的には

「学校事務職員の研修体制整備案」において、県下76グループ（ほぼ中学校区を基礎単位とする）に組織され、事務主幹等を中心に日常的な実務処理に関わる相互研修組織として、現在活動を続けている。しかし、これは、あくまでも研修組織であって、グループ内の学校事務の共同処理組織とはなりえない。

「共同実施」構想の生まれた背景

こうした学校事務の「共同実施」構想が初めて全事研の研究の中に姿を現したのは、平成7年8月の全事研「岐阜大会」であり、ここでは、次のように提起されていた。

「学校配置を原則として、職務に応じ勤務場所を兼務することによる学校事務室のブロック化やグループ化は、次のような、よりよい教育効果が上がると考えられます。

第一に、前述のOJTの効果が期待できることです。

第二に、新採用の学校事務職員が単数校に配置されても、新採用の学校事務職員に不安を与えないものになることです。

第三に、事務長職にある学校事務職員が核となることで、辞令上配置されている学校事務職員を介して、各学校の校長の意思決定をサポートしていく場面が可能になることです。」

全事研は、こうした構想の意義を、香川県警察本部が平成6年度より県内各署の刑事課に所属する警部以下全員が県警本部刑事部を兼務することとし、それによって、各警察署が得た情報をいち早く共有し捜査に役立てる

こととしたことを例にあげて説明し、これを、学校設置者である市町村教育委員会と学校事務職員の協働体制を確立する方策として活用できないかと、提案したのである。

この、全事研の学校事務のブロック構想については、神奈川県「中学校ブロック事務組織案」との関連性が指摘されている。「学校にいてこそ学校事務職員」児島義徳『学校事務』1998.8) この神奈川県の「ブロック構想」とは、「横浜市教組事務職員部が1996年5月以来、学校事務職員の職務、給与、組織のあり方に関する「検討委員会」答申の中で、「国庫負担適用除外」の情勢にからんで提起したもの」であった。

これは、中学校区を基礎に4名から6名程度のブロックを作り、各ブロックに1名の7級事務主幹(国8級)を置くことを基本に、事務主幹の権限の整備や事務長補職名の導入、ブロックOJTの実施、県立学校・教育委員会事務局との人事交流の実施、また、採用試験のあり方としては、県立学校・教委事務局を含めた教育事務職員採用試験をめざす等、学校事務職員の任用制度のあり方も視野に入れた大胆な提起となっていた。

こうした「事務センター」構想や「ブロック」構想は、確かにその基本的なアイデアは同じであり、全事研の場合はこれを職能団体の立場から、神奈川県の場合はこれを職員団体の立場から政策化したものといえる。先に紹介した本県の「学校事務情報センター」構想は、県教委が教育行政施策として立案したものであり、そのオリジナリティ

の詮索は措くとしても、私は、こうした類似の学校事務「共同実施」構想が、ほぼ同時に発生したということは大変興味深いことだと思っている。

おそらく、こうしたアイデアの出た背景には、地方行財政の深刻化に伴う、学校事務職員の処遇の確保とそのため組織作りという課題があったのではないかなと思う。そうした客観情勢の変化の中で、こうした状況に対応し、同時に、長年の学校事務職員の職務確立の課題の解決を図ろうとする努力が、学校事務職員の職務論の本格展開と学校事務の組織化＝「共同実施」のアイデアに結びついたのでないかなと思う。

「共同実施」の成立条件

この「共同実施」構想は、全事研の問題提起を契機として、全国的に議論されるようになる。私自身は、これが実際にうまく機能するためには、教育委員会との権限関係の調整や事務の再配分ということもさることながら、まずは、学校における事務組織の確立と市町村費事務職員を含めた事務職員の複数配置を基本とする配置基準の策定が、その必須の条件となるであろうと考えた。

幸い宮崎の場合は、「21事業」によって「事務処理規程」に基づく「事務主任」制度の発足が予定されており、市町村費事務職員についても、こうした学校事務機能の高まりを受けて、その適正配置を要求できると考えていたから、この件について意見を述べる機会があるときには、必ず、「事務主任」制度との



整合性を確保すること及び「共同実施」の基本的性格を学校事務に対する指導・助言、支援・援助システムとすることについて繰り返した。

従って、全事研の「ブロック構想」が提起された時も、現行教育委員会制度との整合性を視野に置いて、その設置の意義を、現行教育委員会の学校経営管理機能を補完するものとして位置づけるべきこと、とりわけ、これが、学校事務職員の所属意識を学校と「事務センター」の間で引き裂くものとならないよう、あくまで、学校勤務を基本とする勤務形態とすべきことを説いたのである。

この点、宮崎は「事務処理規程」を県内全市町村において制定し、全学校に「指定事務」（「事務主任」が司るべき事務の範囲）の総括的責任者としての「事務主任」の職を設置することとなっていたので、この制度的基盤の上に、安心して学校事務の「共同実施」の可能性を追求できると考えた。つまり、全事研の「ブロック化構想」への誤解—事務職員を「事務センター」に引き上げるのかというような—を防止するためにも、宮崎の実践は大きな意義を有すると考えたのである。

「中教審」答申までの「共同実施」の議論の経過

こうした学校事務の「ブロック構想」については、1997年9月19日に発表された文部省の「21世紀に向けた地方教育行政の在り方に関する調査研究協力者会議」の「論点整理」

において、次のように触れられていた。

ア 学校の経営責任の明確化と自主性・自律性の確立について

(カ) 校長の権限の拡大に対応した学校の運営体制や事務の見直しについて

校長の権限の拡大に対応して、校長がその職責を十分に果たすことができるよう校務分掌、各種の会議、委員会等の校内組織及びその運営の見直しを行うことが必要ではないか。また、(エ)の学校における予算編成事務など、学校の判断によって処理する事が必要となる事務の増大が考えられるが、これらに対応するため、例えば、学校のスリム化の推進や学校事務の集中処理、情報通信機器の活用などによる負担の軽減等を可能とする方策について検討が必要ではないか。

また、学校規模により教頭の複数配置、事務職員の配置の在り方などを含めて学校の運営体制の充実が必要であるとの指摘もあり、このような点も併せて検討が必要ではないか。

また、1998年3月27日の「中教審」の「今後の地方教育行政の在り方について」の中間報告では、はじめて「共同実施」という言葉が使われ、次のように提言された。

3 学校の管理運営組織の在り方等

(4) 学校事務・業務の共同実施

学校の裁量を拡大し、各学校が多様な形態・方法により特色ある活動を展開していくことにより、多様なスタッ

フが必要となり、また、予算編成事務など学校の判断により処理することが必要となる事務の増大が予想される。また児童生徒数の減少により学校の小規模化が進行している状況も考え合わせると、学校の行う活動に係る事務や業務を全て校内で実施、処理することとしてこれに必要な組織を整備するという従来の考え方を見直し、上記(3)の教員以外の専門性を有するものの活用も含め、事務や業務の共同実施を行うための方策について検討が必要である。

そして、この「中教審」の最終答申では次のようになった。

第3章 学校の自主性・自律性の確保について

5 学校の事務・業務の効率化 (学校事務・業務の共同実施)

ク 学校の規模や実態に応じて、学校事務を効率的に執行する観点から、特定の学校に複数の事務職員を集中的に配置して複数校を兼務させることや学校の事務を共同実施するセンター的組織を設置すること等により、学校事務・業務の共同実施を推進するための方策を検討すること。

「論点整理」では、学校の判断によって処理する事が必要となる事務の増大に対応するための一方策として、学校事務の集中処理を検討するとしていたが、「中間報告」では、学校事務の「共同実施」が必要となるもう一つ

の理由として、児童生徒数の減少により学級の小規模化の進行=教職員定数の減少をあげている。

そして、「最終答申」では、「共同実施」の観点を「学校の規模や実態に応じて、学校事務を効率的に執行すること」に置き、その方策として、「特定の学校に複数の事務職員を集中的に配置して複数校を兼務させることや学校の事務を共同実施するセンター的組織を設置すること等」を提言したのである。

この「最終答申」における「共同実施」の考え方を裏から見ると、「今日の公立小中学校における定数配置の実態は、学校事務を効率的に執行するものとはなっていない」ということであり、今後の定数配置のあり方としては、「特定の学校に複数の事務職員を集中的に配置して複数校を兼務させること」や、「学校の事務を共同実施するセンター的組織を設置すること」も検討すべきであるといっているのである。

こうした考え方の中には、一つには、児童生徒数の減少に伴う学級の小規模化の進行で複数配置基準を満たす学校がほとんどなくなり、大半の学校が単数配置となっている現状から、従来の「全校配置」を見直すという考え方と、もう一つは、学校事務を単位学校で完結する組織とせず、一定の規模での学校事務の「共同実施」のための組織を作ることで、その効率的運営や機能強化を図るという、この二つの考え方が含まれていると見ることができる。

この前者の考え方については、私は、「義務



標準法」における県費負担事務職員の定数配置基準（小学校26学級、中学校20学級以下小・中学校3学級の3/4まで1名配置）そのものに無理があると考えているから、当然、出てきてよい考え方であると思う。また、後者についても、大半の学校が1名配置であり、学校事務の組織的運営が不可能になっている公立小中学校の現状を考慮すると、これもまた、大切な考え方であると思う。

問題は、こうした考え方はわかるとしても、そのための方策—特定の学校に複数の事務職員を集中配置し複数校を兼務することや、学校事務を「共同実施」する「センター的組織」を設けること等—が、本当に「学校事務の効率的執行」に寄与するものとなるかどうかという点である。この疑問点にどう答えていくかということが、今日求められているのではないかと思う。

「職務論」及び「定数論」なき「共同実施」への不安

私は先に、宮崎においてこの「共同実施」構想を論じるに際して、その成立条件として、学校における事務組織の確立と市町村費事務職員を含めた適正配置基準の策定が必須であると考えたことを紹介した。つまり、宮崎の場合は「事務処理規程」によって学校における事務処理体制は法制的にもほぼ確立したから、あとは、市町村費事務職員も含めた事務職員の定数配置基準を策定し、安定した事務室スタッフを確保することで、「共同実施」

による学校事務の組織化と共同支援体制の確立をはかる必要があると考えたのである。

ところが、先に見たとおり、全事研の提案の場合は、全国の学校事務の置かれた状況が自治体によって大きく異なることから、どうしても、「共同実施」構想に対する危惧の念—単位学校事務の主体性の喪失や「事務センター」への集中配置による定数削減等—を払拭する事ができないのである。そのため、県費負担事務職員の「全校配置」の問題とか、学校事務の組織化の必要性などについて関心が及ばない。

この「共同実施」の考え方をめぐっては、本「中教審」の第19回小委員会のヒアリングにおいて、全国市町村教育委員会連合会から次のように意見表明がなされている。

「事務の共同実施につきましては、各学校の主体性を認める方向からちょっと問題があるのではないかと。したがって、事務職員の定数にも関わる問題であり、学校教職員の定数改善と合わせて全体的な検討が必要である。各学校の主体性を認めながら、この問題についてののみ共同でやるというのはちょっと問題があるのではないかと」

一方、同「中教審」第20回ヒアリングにおいて、全日本中学校長会の代表は、学校事務職員のあり方について「学校しか経験のない県費職員というものが、学校に就職して学校で退職するという、一つの行政の組織の中に組み込まれていない県費職員というものが、行政の何たるかということをよく知らないまま、ずっとそこで過ごしてしまう。そのこと

がある面ではまた、校内組織、学校の管理運営という面で大きな障害にもなっている」と問題点を指摘している。

つまり、全国市町村教育委員会連合会も、明らかに、「共同実施」構想を、「学校の自主性・自律性の確立」という方向と矛盾するものととらえ、かつ、事務職員の定数にも関わる問題であるとして、その整合性に疑問を呈しているのである。一方、全日本中学校長会は、今日の「学校閉鎖職」としての公立小中学校事務職員のありようについて、これが「行政の何たるかを知らない」ことについて、学校の管理運営上の大きな問題となっていると指摘しているのである。

ということは、もし、「共同実施」の考え方が、「学校の自主性・自律性の確立」に矛盾せず、学校事務の効率的運営に寄与すると同時に、学校事務職員に、行政職としての経験や訓練を行う制度的基盤を提供するものであることが実証されるならば、地方教育行政当局や校長会等も、学校事務の「共同実施」に反対する理由はなくなると考えられるのではないか。

事務機能と「共同実施」機能の

「共同実施」の考え方が誤解を招くもう一つの原因として、次のような点を指摘できる。それは、この「共同実施」はあくまで学校事務の延長であり、一定地域内の事務職員が共同して行うものであるから、そのために、学

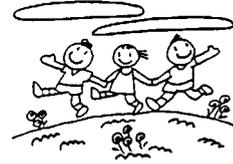
校単位に當む学校事務機能と、「共同実施」による学校事務機能の区別が、必ずしも明らかではないということである。

確かに、この両者の職務機能は、広義には学校事務に含まれるとしても、狭義には、前者は直接学校運営に責任を負うものであり、その事務運営上の主体性が確保される必要がある。一方、後者は、前者の事務運営の一層の効率化を目指して、共同で処理しうるものは共同で処理し、また、単位学校事務に対する適切な指導・助言、支援・援助を行うことにより、その安定性の確保と専門性の向上を図ることを目的とするものであり、独自のリーダーシップを発揮すべきものである。

ところが、本県においても、この「共同実施」のあり方について、この両者の職務機能を区別せず、一定地域内の学校の事務職員全員が、その地域内の全ての学校を兼務し、集団としての地域内の学校経営に責任を持つといったようなイメージでこの「共同実施」の在り方を主張する意見が根強く存在している。

しかし、私は、このような、単位学校における学校事務機能と一定地域内の「共同実施」機能とを区別しない意見は、今日の学校配置を基本とする学校事務職員の定数規定をなし崩しにしてしまうおそれがあると思う。最悪の場合は、「共同実施」組織に集中配置する事で、全体的な定数削減を招くことにもなりかねない。また、学校における事務基盤が失われることによって「共同実施」の意義そのものもあいまいになる可能性がある。

では、「共同実施」組織は一体どのような



業務を担当すべきであろうか。まず、学校の自主的・自律的運営に直接関わらない県費関係の事務のうち、共同処理の方がより効率的である事務、たとえば諸手当認定事務とか旅費計算書の審査等。また、学校事務の計画的運営や効率的運営を行うための業務、例えば、月や週の事務計画の打ち合わせや各専門事務分野の分担、そして単位学校事務運営についての指導・助言、支援・援助、そしてOJT等々。

「共同実施」組織の編成・運営方法について

次に「共同処理」組織の規模についてであるが、宮崎のように小規模町村を多く抱える県においてはほぼ町村ごとの設置となろう。市の場合は、いくつかのブロックに分かれることになる。宮崎では現在ほぼ中学校区単位にグループ研修組織が76設置されているが、これは、近隣の学校の事務職員5～7名程度で編成したものである。このグループ研修組織は現在月に半日程度の実務研修を行っているが、これを「共同実施」組織とするなら、週に半日程度は合同して業務に当たることが必要となろう。

もちろん、各校の事務職員が「共同実施」組織の業務を分担する場合は、「共同実施」組織に出勤して他の事務職員と一緒に事務処理する場合もでてくるであろうが、分担した業務を本務校で処理することもできる。大切なことは、勤務の中心は本務校とするということで、定期的に「共同実施」組織での打ち

合わせや共同事務処理をした後は、本務校で勤務することとするのである。もちろん、「共同実施」組織の長は、必要に応じてグループに属する学校を訪問し、必要な指導・助言を行うこととなる。

この場合、こうした「共同実施」組織の長の職務は、当該校の学校事務と重複して担当するものであり、もし、これが単数配置である場合は、とても、その余裕はないから、従って、これらの学校については、当然、複数配置とする必要がある。ここで問題となるのが、現行「義務教育標準法」の定数配置基準であるが、これについては、「共同実施」校を複数配置とするよう基準の見直しが必要である。

「事務主任」制度の導入と新たな定数配置基準の策定

また、もう一つの課題は、「公立小中学校における事務組織の確立」ということであるが、これについては小中学校に「事務主任」職を義務設置とすることが必要である。これについては、現在抜本的な見直しが検討されている学校管理規則にその旨明示されるべきだし、また、その下位規定として、本県の「事務処理規程」を包含するような「学校運営規定」が整備されるべきである。

また、「事務主任」の職務を責任を持って処理していくためには、事務職員の定数配置基準について、県費負担事務職員と市町村費事務職員を含めた総合的な学校事務職員の定数配置基準が策定されるべきである。また、県費負担事務職員と市町村費事務職員の区別な

く業務が分担できるようにすべきであり、このことは当然のことながら「事務主任」の発令についても、一定の要件を満たせば、市町村費事務職員にも発令可能とすべきである。

これらのことが実現するならば、公立小中学校においても、小学校5学級以上、中学校2学級以上に1名から3名の正規職員を配置することが可能となる（資料1）。現実的には、臨時職員の採用も多く見られ、地方交付税の積算に見合う予算の確保がなされるならば、事務職員の全校配置も十分可能である。

つまり、このような二つの条件整備についてははっきりとした展望を示すことができれば、「共同実施」に対する危惧—学校事務職員の引き上げや単位学校事務の機能低下さらに事務職員の定数削減といったこと—を払拭することができるのである。その上で、従来、属人的な処理に任されてきた公立小中学校の事務の改善に向けて、「共同実施」の可能性を多様な角度から追求して行くことができる。

「共同実施」は現行教育委員会制度の補完システム

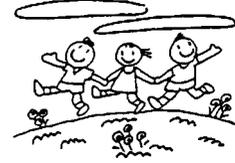
率直に言って、この「共同実施」構想は、今回のように「中教審」答申等権威ある審議会で提言されぬ限りは、決して日の目を見ることのない、いわば制度外の「令外の官」とでもいうべき改革構想なのである。その証拠に、現行制度において当局の立場にあるどの機関も、この構想に対して積極的な賛意を表してはいないし、それだけに、この構想を現行制度上どのようにその意義付けを図ってい

くかということが、極めて重要になる。

「共同実施」構想の意義とは、私は、公立小中学校事務の「共同組織化」をめざすものと理解している。なぜ、このような「共同組織化」が公立小中学校事務に必要なとえば、公立小中学校の組織運営が、従来の教員による属人的運営から組織的運営に切り替わっていく中で、学校事務だけが、属人的事務処理を続けていくことは不可能だからである。というより、学校事務こそが、こうした学校運営の組織的運営の推進主体となるべきだからである。

もちろん、こうした公立小中学校の組織的運営をリードする組織母体は、いうまでもなく市町村教育委員会であるが、残念ながら、現在の市町村教育委員会はそういった役割を担うに足る条件を備えていない。これが、今回の「中教審」の「今後の地方教育行政のあり方について」の論議の中で、市町村教育委員会の学校に対する支援・援助機能ばかりが強調され、肝心の教育委員会の「学校経営」における主体的役割が問題とされない所以である。

考えてみれば、教育委員会事務局の事務は学校事務の延長とみなすべきであり、逆の言い方をすれば、学校事務は教育委員会の学校経営事務の延長というべきなのである。ところが、こうした学校事務の本来の在りようが、現行教育委員会制度の中では全く機能せず、つまり、両方の組織が職員制度上「赤の他人」の関係に置かれているため、こうした本来の機能が没却させられているのである。



学校事務職員の「人事交流」や今回の「共同実施」をめぐる議論の中で、「学校にいてこそ学校事務職員」という言い方で、「共同実施」を批判する人たちがいるが、これらの人たちは、要するに、以上述べたような現行教育委員会制度の現状を、そのまま追認しているだけなのである。というのは、もし、公立小中学校事務が市町村費事務職員によって担われているとしたら、そうした批判がなされることはまずないと考えられるからである。

では、「共同実施」はこうした現状にある現行の教育委員会制度に対して、どのような効果を発揮できるであろうか。私は、この組織の積極的な活用によって、今後、「学校経営」に対する支援・援助機能が期待される市町村教育委員会の活性化に向けて、学校事務と教育委員会事務を連結する効果を期待できると思う。日本人の「ムラの論理」からいって、一定の限界はあると思うが、一步前進である事は間違いない。

今回の「中教審」答申の中では、教育委員会の設置単位として、「広域連合」での設置を可能とするよう関係法規を改正すべきことが提言されている。こうした教育行政単位の広域化の提言は、今日の教育行政制度改革の基調となっていて、おそらく、こうした流れの中で、学校経営のあり方が、つまり、教育委員会と学校の機能分担のあり方が論議されていくのではないと思う。

今回の「中教審」答申の中では、先に述べたように、「学校の自主性・自律性の確立」が主張される一方、教育委員会の役割として

は、学校に対する指導・助言機能は影を潜め、むしろ消極的な支援・援助機能ばかりが強調される結果となっているが、これは、逆の見方をすれば、「学校の自主性・自律性の確立」という観点から、教育委員会の「学校経営」機関としてのあり方を逆照射する形になっているのである。

こう考えてくれば、今後の教育委員会の役割を考えていく上においても、学校現場に根ざして機能する学校事務のあり方を、「共同実施」という実践を通して、その可能性を追求してみることは、大変興味深く、かつ、有意義なことではないかと思う。「共同実施」とは、学校事務に託された、今後の教育行政の在り方を検証するための、一つのフロンティアと見ることはできるのではないかと思う。

おわりに

最後に、学校事務職員の任用制度に関わって、本県の現状をお知らせする中で、今時「中教審」における「共同実施」の意義を再度確認させていただき、本稿の終わりとしたいと思う。

本県では、昨年度の採用試験より「学校事務」試験区分が廃止され、学校事務職員の採用は知事部局の「一般行政」及び「一般事務」に含めて実施されることとなり、今年度より、その新しい任用制度のもとでの採用や人事異動が行われた。

私としては、今回の任用制度改革の目的は、あくまで「学校事務及び教育行政の活性化」であり（このことについては職員団体と当局との間で重ねて確認している）、今後の人事異動においては、小中、県立、教育委員会事務局間の人事交流を中心として、知事部局との交流は、対等交流を基本として行うべきことを主張してきた。

しかし、実際にふたを開けてみると、例年より十数名ほど多く採用されたはずの「一般行政」採用者で教育委員会に採用された者はなく、その分は知事部局からの転入者で埋められることとなり、もし、今後こうした交流が一般化するとすれば、県教育委員会の「教職員」たる事務職員についての任命権は、知事部局の人事課に吸収されることになるのではないかと危惧される。

実際、教育委員会の管理系の役職ポストは、次第に一時的に教育委員会に出向してくる知事部局職員によって占められる傾向にあり、現段階では、これもやむを得ない事情もあるわけだが、できるだけ速やかに、学校事務の経験を教育行政職員としてのキャリアに組み入れる必要があると痛感させられた。

私は、本県において、学校事務が行政職として一般部局にも職域が開かれたことは、学校事務職員の能力や個性を生かす上で、大変よかったと思っている。しかし、同時に、学校事務がこのように開かれた職務となることが、学校事務職員の「教職員」としてのモラルや専門性を低下させる結果となるなら、大変残念というほかはない。

本稿において、主張したとおり、私は、今後の「学校経営」機能の高まりの中で、学校事務職員の果たすべき役割は、決して小さくはないと思っているので、なんとか、こうした面で学校事務職員が学校経営の活性化に貢献できるよう、その職能開発も含めて、教育界が一体となって取り組んでほしいと思っているのである。

しかし、現実には、現行制度の基本構造が変わらぬ中での従来の制度慣行の改革は、既得権益も絡んで途方もなく難しく、こういう時代こそ、新しい時代の創造に向けたリーダーシップの発揮と、そのための「実践の場」が必要だと思われた。

「共同実施」は、その意味において、このような新しい時代を拓くための「実践の場」となる可能性がある。私は、そこにおいて、学校事務の専門性やモラルを問いたいと思うし、さらに進んで、教育委員会のあり方も問いたいと思うのである。

私は、この貴重な「実践の場」となるであろう学校事務の「共同実施」が、文部省の審議機関である「中教審」において提言されたことの意義は、極めて大きいと思うし、ここまで話を進められた関係者の努力に対して、心から感謝を申し上げたいと思う。

学校事務職員諸氏におかれては、旧来の既得権や習慣に固執することなく、後に続く後輩たちのために、人間の個性に対して開かれた、魅力ある学校事務の創造に向けてがんばっていただきたいと思う。「共同実施」！ひとつ、やってみようではありませんか。

1997年学校基本調査による全国の小中学校学級規模別定数試算表

学級数	小学校数	小学校総学級	中学校数	中学校総学級	学校総数	学級総数	小学県費総	中学県費総	県費総数	小学市費総	中学市費総	市費総数	市費基準数
0	138	0	29	0	167	0	0	0	0	0	0	0	0
1	33	33	45	45	78	78	0	0	0	0	0	0	4
2	190	380	162	324	352	704	0	0	0	0	0	0	42
3	1236	3708	1260	3780	2496	7488	0	1260	1260	0	0	0	458
4	971	3884	367	1468	1338	5352	0	367	367	0	0	0	313
5	624	3120	187	935	811	4055	0	187	187	0	0	0	235
6	4143	24858	576	3456	4719	28314	4143	576	4719	0	576	576	1611
7	1863	13041	520	3640	2383	16681	1863	520	2383	0	520	520	967
8	693	5544	284	2272	977	7816	693	284	977	0	284	284	459
9	538	4842	559	5031	1097	9873	538	559	1097	538	559	1097	604
10	525	5250	566	5660	1091	10910	525	566	1091	525	566	1091	668
11	723	7953	381	4191	1104	12144	723	381	1104	723	381	1104	721
12	1633	19596	499	5988	2132	25584	1633	499	2132	1633	499	2132	1487
13	1758	22854	620	8060	2378	30914	1758	620	2378	1758	620	2378	1806
14	1092	15288	491	6874	1583	22162	1092	491	1583	1092	491	1583	1307
15	720	10800	489	7335	1209	18135	720	489	1209	720	489	1209	1089
16	617	9872	521	8336	1138	18208	617	521	1138	617	521	1138	1104
17	659	11203	425	7225	1084	18428	659	425	1084	659	425	1084	1104
18	999	17982	442	7956	1441	25938	999	884	1883	999	442	1441	1529
19	898	17062	392	7448	1290	24510	898	784	1682	898	392	1290	1444
20	744	14880	307	6140	1051	21020	744	614	1358	744	307	1051	1235
21	517	10857	292	6132	809	16989	517	584	1101	517	292	809	1011
22	391	8602	249	5478	640	14080	391	498	889	391	249	640	843
23	327	7521	168	3864	495	11385	654	336	990	327	168	495	675
24	354	8496	160	3840	514	12336	708	320	1028	354	160	514	728
25	312	7800	417	10425	729	18225	624	834	1458	312	417	729	1128
26	241	6266	38	988	279	7254	482	76	558	241	38	279	413
27	155	4185	0	0	155	4185	310	0	310	155	0	155	232
28	109	3052	0	0	109	3052	218	0	218	109	0	109	169
29	82	2378	0	0	82	2378	164	0	164	82	0	82	132
30	64	1920	0	0	64	1920	128	0	128	64	0	64	106
31	50	1550	0	0	50	1550	100	0	100	50	0	50	86
32	38	1216	0	0	38	1216	76	0	76	38	0	38	67
33	20	660	0	0	20	660	40	0	40	20	0	20	36
34	12	408	0	0	12	408	24	0	24	12	0	12	22
35	9	315	0	0	9	315	18	0	18	9	0	9	17
36	7	252	0	0	7	252	14	0	14	7	0	7	14
37	9	333	0	0	9	333	18	0	18	9	0	9	18
38	6	228	0	0	6	228	12	0	12	6	0	6	12
39	1	39	0	0	1	39	2	0	2	1	0	1	2
	23501	278228	10446	126891	33947	405119	22105	12675	34780	13610	8396	22006	23898

A表

	小学校	中学校	
①未配置	5学級以下	2学級以下	県費合計 34780人
②県費1	6～8学級	3～5学級	
③県費1＋市費1	9～22学級	6～17学級	市町村費合計
④県費2＋市費1	23学級以上	18学級以上	22006人

学級数別の全国の小学校、中学校をもとに、学級数ごとの学級総数を算出し、県費負担事務職員総数（「義務標準法」により算出した人数）と市町村費事務職員総数（基準財政需要額の積算基準により算出した人数）を、A表の基準で再配置したもの、県費合計34780人市町村費事務職員合計22006は基準数より少な目に設定した。あくまで概算であるが、学校事務職員の適正配置のおおよその見当はつくと思う。